

一宮市あんしん介護予防事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者（一宮市あんしん介護予防事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第2条第1項第2号に規定する指定第1号事業者をいう。以下同じ。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、指定申請書により行わなければならない。

2 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示しなければならない。

(指定第1号事業者の指定)

第3条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、法第115条の45の5第2項の規定に基づき指定の適否を審査し、指定をするときは、当該指定をした者に指定をした旨を通知しなければならない。

2 施行規則第140条の63の7の規定による指定第1号事業者の指定の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 訪問介護に係る事業者の指定又は指定の更新を受けた者の指定

指定事業者の指定又は指定の更新を受けた日から当該訪問介護に係る指定の有効期間の満了の日までの期間

(2) 通所介護又は地域密着型通所介護に係る事業者の指定又は指定の更新を受けた者の指定

指定事業者の指定又は指定の更新を受けた日から当該通所介護又は当該地域密着型通所介護に係る指定の有効期間の満了の日までの期間

(3) 前各号に掲げるもののほか、指定第1号事業者の指定の有効期間は、当該指定を受けた日から6年間とする。

3 第1項の規定により指定を受けた指定第1号事業者が、指定第1号事業支給費の給付を受けるための申請は、第1号事業支給費算定に係る届出書（以下「第1号事業支給費算定届」という。）により行うものとする。

(指定の拒否)

第4条 市長は、法第115条の45の5第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第115条の45の3第1項の指定をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。ただし、基準緩和通所介護サービスを実施する第1号事業者について、柔道整復師法（昭和45年法律第19号。）第19条第1項又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。）第9条の2第1項の規定により都道府県知事に届出をした施術所を開設した者は、この限りでない。
- (2) 申請者が、一宮市あんしん介護予防事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱に規定する基準等に従って適正な第1号事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、法又は施行令第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、施行令第35条の3各号に掲げる労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、保険料等（法第70条第2項第5号の3の保険料等をいう。以下この号において同じ。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）またはその事業所を管理する者その他の施行令第35条の4の規定に定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、施行規則第126条の2第1項に定めるものに該当するものと市長が認める場合を除く。
- (8) 申請者と密接な関係を有する者（施行規則第126条の3第1項、第2項または第3項に規定するもののうち、当該申請者と同条第4項に規定する密接な関係を有する法人をいう。）が、法第115条の45の9第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、施行規則第126条の2第1項に定めるものに該当するものと市長が認める場合を除く。
- (9) 申請者が、法第115条の45の9第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行

政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 5 条の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

(10) 前号に規定する期間内に第 5 条の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が前号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

(11) 申請者が、法第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定による検査が行われた日（以下この号において「検査日」という。）から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第 115 条の 45 の 9 第 1 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として検査日から起算して 60 日以内の特定の日を市長が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第 5 条の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

(12) 前号に規定する期間内に第 5 条の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が前号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

(13) 申請者が、当該申請前 5 年以内に法第 23 条に規定する居宅サービス等又は第 1 号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 前項各号に掲げるもののほか、法第 115 条の 45 の 5 第 1 項に規定する指定については、基準を満たした事業所であっても、当該事業所を指定することにより、一宮市高齢者福祉計画（含介護保険事業計画）に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業所を指定しないことができる。

（変更の届出等）

第 5 条 指定の申請事項の変更に係るものにあつては変更届出書により、事業の廃止又は休止に係るものにあつては廃止・休止届出書により、事業の再開に係るものにあつては再開届出書により、それぞれ行わなければならない。

（指定の更新の申請）

第 6 条 指定事業者の指定の更新は、指定更新申請書により行わなければならない。

（事業者情報の提供）

第 7 条 市長は、第 3 条から前条までの規定による指定又は変更の届出等の受理並びに指定の更新（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事

業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を愛知県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
 - (3) 指定年月日
 - (4) 事業開始年月日
 - (5) 運営規程
 - (6) 介護保険事業所番号
 - (7) その他市長が適当と認める情報
- (帳票等)

第8条 この要綱の施行に関し必要な帳票等の名称は、次に掲げるとおりとし、その様式は、市長が別に定める。

- (1) 変更届出書
- (2) 再開届出書
- (3) 廃止・休止届出書
- (4) 指定申請書
- (5) 指定更新申請書

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、あんしん介護予防事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定については、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行前においても、あんしん介護予防事業における指定事業者の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の一宮市あんしん介護予防事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱の規定により届け出られた帳票等は、改正後の一宮市あんしん介護予防事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱の規定により届け出られた帳票等とみなす。

付 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。